

東郷町男女共同参画社会に関する意識調査

調査ご協力のお願い

日頃は、町政に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本町では、平成20年に「東郷町男女共同参画プラン」を策定し、平成23年4月には「東郷町男女共同参画推進条例」を制定して、男女が互いにその人権を尊重し、性別を問わず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指して、様々な施策・事業に取り組んでまいりました。

その後、それまでの取組の検証、社会情勢の変化や住民意識を踏まえ、女性の活躍推進や多様な性への理解促進など新たな課題に取り組むために、平成30年に「第2次東郷町男女共同参画プラン」を策定しました。

今回の調査は、第2次東郷町男女共同参画プランの計画期間の中間年において、社会情勢や事業の進捗状況等を踏まえた見直しを行うための施策展開の基礎資料とするために、現在の住民の皆さまの日常やお考えをお聞きするものとし、町内にお住まいの満20歳以上の皆さまから、無作為に抽出しました2,000人の方々に調査票をお送りさせていただきました。

お忙しいところとは思いますが、調査の趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願い申し上げます。なお、この調査は無記名で御回答いただき、結果の集計、分析は統計的に処理を行い、回答者が公表されるなど御迷惑をおかけすることは決してありません。

令和4年 月

東郷町長 井 俣 憲 治

《ご記入にあたってのお願い》

●ご記入の際に

- 1 封筒のあて名の方ご本人がご記入ください。
- 2 回答はあてはまる番号を選び、その番号に○をつけてください。「その他」を選択する場合は、()内になるべく具体的に内容をご記入ください。
- 3 質問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、案内にそってお答えください。

●調査票の返送について

記入後は、無記名のまま、同封の返信用封筒に入れて、月 日 () までにポストに入れてください(切手は不要です)。

●調査についての問い合わせ

東郷町役場 企画部 地域協働課 協働推進係
 電話 0561-56-0727
 ファックス 0561-38-7933
 Eメール tgo-chiiki@town.aichi-togo.lg.jp

●「男女共同参画社会」とは

すべての人の人権が尊重され、性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる社会のことです。このような社会を目指し、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

家庭（家事・育児・介護等）・学校・職場・地域（区・自治会行事等）など、あらゆる分野において「男だから」「女だから」と性別によって役割や行動が決められる社会のあり方を見直し、男女が等しく利益を受けとり、責任を共に担っていく社会を目指しています。

あなたご自身のことについてお聞きします。次の F 1～F 9 について、あてはまる番号に 1 つずつ〇印をおつけください。

F 1 あなたの性別	1 女性 2 男性 3 回答しない ※自認する性でお答えください。
F 2 あなたの年齢 ※令和4年5月1日時点	1 20～24 歳 2 25～29 歳 3 30～34 歳 4 35～39 歳 5 40～44 歳 6 45～49 歳 7 50～54 歳 8 55～59 歳 9 60～64 歳 10 65～69 歳 11 70～74 歳 12 75～79 歳 13 80～84 歳 14 85～89 歳 15 90 歳以上
F 3 あなたの職業の有無・職種	1 自営業・家族従業（農業、商工サービス業、自由業） 2 勤め人 3 無職（学生、専業主婦・主夫も含む） 4 その他（具体的に： ）
F 4 雇用形態 ※F 3 で「2 勤め人」と回答した人のみ、お答えください。	1 常勤 2 パート、アルバイト、嘱託など 3 その他（具体的に： ）
F 5 婚姻状態	1 結婚している 2 結婚していないがパートナーと暮らしている 3 離別 4 死別 5 未婚
F 6 配偶者の職業の有無 ※F 5 で「1 または 2」と回答した人のみ、お答えください。	1 自営業・家族従業（農業、商工サービス業、自由業） 2 勤め人 3 無職（学生、専業主婦・主夫も含む） 4 その他（具体的に： ）
F 7 配偶者の雇用形態 ※F 6 で「2」と回答した人のみ、お答えください。	1 常勤 2 パート、アルバイト、嘱託など 3 その他（具体的に： ）

F8 世帯（ご家族の構成）	1 1人暮らし 2 夫婦のみ 3 2世代世帯…自分（夫妻）と子ども、自分（夫妻）と親など 4 3世代世帯…親と自分（夫妻）と子ども、自分（夫妻）と子どもと孫など 5 その他（具体的に：_____）
F9 お住まいの地区	1 諸輪 2 和合 3 傍示本 4 祐福寺 5 部田 6 白土 7 和合ヶ丘 8 諸輪住宅 9 白鳥 10 御岳 11 春木台 12 北山台 13 押草団地（北） 14 押草団地（南） 15 西白土 16 清水 17 兵庫 18 三ツ池 19 わからない

問1 結婚観などについてあなたはどのように思いますか。次のA～Dそれぞれについて、あなたの気持ちに最も近い番号1つに○印をつけてください。

	賛成	どちらかといえは賛成	どちらかといえは反対	反対	わからない
A 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
B 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ	1	2	3	4	5
C 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない	1	2	3	4	5
D 望まない妊娠をした場合、中絶（人工妊娠中絶）をするのは、やむをえない	1	2	3	4	5

問2 子どもの育て方について、「男の子らしく・女の子らしく」性別で区別して、しつけや教育することについて、どう思いますか。次の1～3の中から、あてはまる番号1つに○印をつけてください。

- 1 性別で区別して育てた方がよい
- 2 性別で区別せず育てた方がよい
- 3 どちらともいえない

問3 家事などの分担についておたずねします。あなたの家庭では、次のA～Hのことからは、おもにだれの役割ですか。A～Hそれぞれについて、1つずつ番号に○印をつけてください。だれもしていない場合は「該当しない」に○印をつけてください。

	自分	配偶者	子ども	家族全員	その他の人	該当しない	わからない
A そうじ	1	2	3	4	5	6	7
B 食事のしたく	1	2	3	4	5	6	7
C 食後の後かたづけ、食器洗い	1	2	3	4	5	6	7
D 乳幼児の世話	1	2	3	4	5	6	7
E 子どもの教育	1	2	3	4	5	6	7
F 介護等を要する人の介護	1	2	3	4	5	6	7
G PTA、子ども会の会合・活動	1	2	3	4	5	6	7
H 区・自治会の会合・活動	1	2	3	4	5	6	7

問4 あなたの家事・育児・介護に関わる1日（平日）の時間を教えてください。次の1～10の中から、あてはまる番号1つに○印をつけてください。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 全くしない | 2 0～15分程度 |
| 3 15分～30分程度 | 4 30分～1時間程度 |
| 5 1時間～1時間30分程度 | 6 1時間30分～2時間程度 |
| 7 2時間～3時間程度 | 8 3時間～4時間程度 |
| 9 4時間～5時間程度 | 10 5時間以上 |

問5 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどうお考えですか。次の1～7の中から、あてはまる番号1つに○印をつけてください。

- 1 女性は職業をもたない方がよい
- 2 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 3 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 4 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
- 5 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- 6 その他 ()
- 7 わからない

問6 働いている女性の方におたずねします。仕事をするうえで、次のような悩みは、ありますか。次の1～7の中から、あてはまる番号1つに○印をつけてください。

- 1 会社が女性に機会を与えない。男尊女卑の社風がある
- 2 社内に手本の女性管理職や上司がいない。相談できる女性が少ない
- 3 同性（女性）社員の努力が足りない、甘えている、意識が低い
- 4 男性社員とのコミュニケーションがうまくいかない
- 5 仕事と家庭の両立が難しい
- 6 その他 ()
- 7 困ったり、悩んだことはない

問 10 あなたは、女性が出産後も離職せずに職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思いますか。次の1～14の中から、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。

- 1 保育所や放課後児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備
- 2 介護支援サービスの充実
- 3 家事・育児支援のサービスの充実
- 4 男性の家事参加への理解・意識改革
- 5 女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革
- 6 働き続けることへの女性自身の意識改革
- 7 男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革
- 8 職場における育児・介護との両立支援制度の充実
- 9 短時間勤務制度や在宅勤務制度などの導入
- 10 在宅勤務制度などの推奨
- 11 育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止
- 12 その他（）
- 13 特にない
- 14 わからない

問 11 女性があまり進出していない分野に女性の進出を進めていくために、どのような措置をとるのがよいと思いますか。次の1～12の中から、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。

- 1 政党が、選挙の候補者に一定の割合で女性を含めるようにする
- 2 国や地方自治体の審議会・委員会の委員などに女性を優先的に任命する
- 3 国や地方自治体が、公共事業の発注に当たって女性を積極的に活用する企業などを優遇する
- 4 国や地方自治体が、女性を積極的に活用する企業などに助成を行ったり、税を軽減したりする
- 5 国や地方自治体が、職員の採用や管理職への登用などで女性の数や比率を定める割当制（クォータ）を設けるようにする
- 6 国や地方自治体が自主的に、女性職員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性職員の進出を促す計画を策定する
- 7 企業が、社員の採用や管理職への登用などで女性の数や比率を定める割当制（クォータ）を設けるようにする
- 8 企業などが自主的に、女性社員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性社員の進出を促す計画を策定する
- 9 理工系などの女性の少ない大学の学部への進学を促すため、啓発や情報提供などの支援を行う
- 10 女性の起業家に対し融資などの支援を行う
- 11 その他()
- 12 わからない

問 12 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の1～12の中から、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。

- 1 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
- 4 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
- 5 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること
- 6 労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- 7 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと
- 8 国や地方自治体などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること
- 9 男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめること
- 10 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること
- 11 その他()
- 12 特に必要なことはない

問 13 交際相手や配偶者から次のようなことをされたことがありますか。次のA～Cのそれぞれについて、あてはまる番号1つに○印をつけてください。

	何度もあった	1、2度あった	まったくない
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
B 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
C いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3



問 13—1 「問 13 で1または2と回答した方」におたずねします。そのような行為を受けた後、だれか（どこか）に打ち明けたり、相談したりしましたか。次の1～10の中から、あてはまる番号3つまで○印をつけてください。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 親や親戚などの身内 | 2 友人・知人 |
| 3 役所の窓口 | 4 警察 |
| 5 法務局 | 6 弁護士 |
| 7 医療機関 | 8 女性相談所・女性相談員 |
| 9 だれにも相談しなかった | |
| 10 その他（ | ） |

→ 次ページの問 13—2へ

問 13-2 「問 13-1 で9と回答した方」におたずねします。だれにも相談しなかった理由は何ですか。次の1～11の中から、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。

- 1 どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかった
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかった
- 3 相談してもムダだと思った
- 4 相談したことがわかると、仕返しされると思った
- 5 自分さえ我慢すればいいと思った
- 6 世間体が悪い
- 7 他人を巻き込みたくなかった
- 8 そのことについて思い出したくなかった
- 9 自分にも悪いところがあると思った
- 10 相談するほどのことではないと思った
- 11 その他（ ）

問 14 配偶者や恋人からの暴力（DV）に対して、行政はどのような対応をする必要があると思いますか。次の1～8の中から、あてはまる番号3つまで○印をつけてください。

- 1 広報やパンフレットなどで、啓発する
- 2 DV 被害者のための相談体制を整える
- 3 DV 被害者が逃れるための緊急一時保護施設（シェルター）の活動を支援する
- 4 DV 被害者が自立して生活できるよう支援する
- 5 DV 被害者に対する（自立支援のための）カウンセリング体制を整える
- 6 加害者に対するカウンセリングなど、再発防止に向けた取り組みを進める
- 7 男女の人権尊重について、学校や職場において啓発する
- 8 その他（ ）

問 15 生活の中での、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」（地域活動・学習・趣味・付き合い等）の優先度についておたずねします。

(1) まず、あなたの希望に最も近いものを次の1～8の中から、あてはまる番号1つに○印をつけてください。

- 1 「仕事」を優先したい
- 2 「家庭生活」を優先したい
- 3 「地域・個人の生活」を優先したい
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 8 わからない

(2) それでは、あなたの現実（現状）に最も近いものを次の1～8の中から、あてはまる番号1つに○印をつけてください。

- 1 「仕事」を優先している
- 2 「家庭生活」を優先している
- 3 「地域・個人の生活」を優先している
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 8 わからない

問 16 次の1～10の言葉のうち、この調査に回答する以前に、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものはありますか。次の1～9の中から、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。

- 1 男女共同参画社会
- 2 女子差別撤廃条約
- 3 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）
- 4 ジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）
- 5 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）
- 6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
- 7 DV（ドメスティック・バイオレンス/親密な関係の人から受ける暴力）
- 8 LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）
- 9 SOGIE（ソジー/性的指向、性自認及びジェンダー表現）
- 10 見たり聞いたりしたものはない

問 17 問 16 の言葉について、以前からよく理解しているものはありますか。あてはまる番号に1つずつ○印をつけてください。

	よく理解している	理解している	あまり理解していない	理解していない
A 男女共同参画社会	1	2	3	4
B 女子差別撤廃条約	1	2	3	4
C <u>ポジティブ・アクション（積極的改善措置）</u>	1	2	3	4
D <u>ジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）</u>	1	2	3	4
E <u>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）</u>	1	2	3	4
F <u>ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）</u>	1	2	3	4
G <u>DV（ドメスティック・バイオレンス/親密な関係の人から受ける暴力）</u>	1	2	3	4
H <u>LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）</u>	1	2	3	4
I <u>SOGIE（ソジー/性的指向、性自認及びジェンダー表現）</u>	1	2	3	4

問 18 男女共同参画社会の形成に当たって、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。次の1～14の中から、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。

- 1 法律や制度の面で見直しを行う
- 2 女性を政策決定の場に積極的に登用する
- 3 各種団体の女性のリーダーを養成する
- 4 職場における男女の均等な取扱いについての周知徹底を行う
- 5 女性の就労の機会を増やしたり、従来女性の就労が少なかった分野などへの女性の進出を促進するため職業教育や職業訓練を充実する
- 6 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する
- 7 学校教育や社会教育等の生涯教育の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する
- 8 女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、教育などのセンターを充実する
- 9 各国の女性との交流や情報提供など、国際交流を推進する
- 10 広報誌やパンフレットなどで、男女の平等と相互の理解や協力についてPR する
- 11 ワーク・ライフ・バランス実現に向けた施策を行う
- 12 性に起因する人権侵害に対する施策を行う
- 13 その他（）
- 14 特にない

用語解説

・男女共同参画社会

すべての人の人権が尊重され、性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる社会のこと。このような社会を目指し、1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

家庭（家事・育児・介護など）・学校・職場・地域（区・自治会行事など）など、あらゆる分野において「男だから」「女だから」と性別によって役割や行動が決められる社会のあり方を見直し、男女が等しく利益を受け取り、責任を共に担っていく社会を目指しています。

・女子差別撤廃条約

正式名称は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と言います。

女子に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念とし、政治的・経済的・社会的活動などにおける差別を撤廃するために締約国が適切な措置を取ることを求める条約です。1979年の国連総会で採択され、1981年に発効しました。日本では1985年（昭和60年）に効力が発生しました。

・ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において男女のいずれかの一方に対して機会を積極的に提供することであり、男女どちらの側についても適用される措置です。

・ジェンダー平等

性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくことです。

・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルスは、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性のライフステージを通して、性や子どもを産むことにかかわる全てにおいて、身体的にも、精神的にも、社会的にも、本人の意思が尊重され、自分らしく生きられることであり、自分の身体に関するすべてのことは、当事者である女性が選択し、自己決定できる権利のことです。

• LGBT（性的少数者）

性的少数者を限定的に指す言葉。女性同性愛（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛（ゲイ、Gay）、両性愛（バイセクシュアル、Bisexual）、性同一性障がい（トランスジェンダー、Transgender）、の人々を意味しています。他にも身体的に男女の区別がつきにくい人（インターセックス、intersex）や自身の性自認や性的指向が定まっていない人（クエスチョニング、queer/questioning）などの性的少数者も存在しています。

• SOGIE（ソジー/性的指向、性自認及びジェンダー表現）

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）及びジェンダー表現（Gender Expression）を組み合わせた用語で、性的指向（Sexual Orientation）は恋愛・性愛の対象がどの性になるのか、性自認（Gender Identity）は自分の性別をどう認識しているか、ジェンダー表現（Gender Expression）は自分の性を服装やしぐさ、言葉遣いなどでどう表現するかを指します。

• アウティング

本人の同意がない状態で性的指向や性自認を第三者に暴露することを指します。カミングアウトされたら、誰に話しているのか、誰に伝えて良いのかを必ず本人に聞きことが大切です。

• Ally（アライ）

性的少数者を理解し、支援する人のことです。アライが増えることは、性的少数者の生きやすさにつながります。

• SDGs

SDGsとは「Sustainable Development Goals」の頭文字を取ったものであり、日本語では「持続可能な開発目標」といいます。世界で広がる貧困・格差・地球環境の危機を克服し「持続可能な社会・経済・環境」を目指す世界共通の目標です。